



(原文はミャンマー語。同英訳を和訳)

ヤンゴン

2015年11月26日

ミャンマーにおけるすべての石炭火力発電事業計画に対し、 JBIC および JICA は支援をすべきでない

私たち、全国各地の合計 449 の市民社会組織は、ミャンマーのすべての石炭火力発電事業の無条件停止を求めています。そうした事業は、人びとの健康に深刻な脅威を与え、自然環境に著しい被害をもたらすからです。

市民社会組織は、長期にわたり課題となっている電力供給の不足に対し、短期的な措置として計画された石炭火力発電所の建設という既存の政策を見直すよう、ミャンマー政府に強く求めています。この政策は、ミャンマーの軍事政権後の政府による不十分なガバナンスを象徴するものです。¹ 同様に、2030年までに5百万トンの石炭を採掘するという政策行動計画が国家エネルギー政策²に記載されていますが、これは民族間の内戦による影響地域において自然資源の不公平な搾取につながることは必至です。

私たち市民社会組織は、いずれの石炭採掘や石炭火力発電事業の計画についても一致団結し反対の意を表明します。これらの事業は、共有地や農地の強制的な土地収奪、そして健康と善良な精神をもたらす自然環境の損失、地域住民の生計手段への悪影響と密接に関係しているからです。さら

¹ National Energy Policy, Chapter 4 (The Energy Sector Development Plan), Sub Chapter 2 (Expansion of new power plants), Sub-Title (c) (Coal-fired power plants).

² Chapter 2 (Energy Sector, the Present Situation), paragraph 25, sub-para (f) (Coal).

に、これらの事業は私たちが重要と考える説明責任、そして持続可能な開発の原則³に則っていません。

国内消費に対する、エネルギー充足および十分な電力供給を模索する中、私たちは石炭火力発電所の建設を、どのような理由にせよ許容することはできません。これらの建設は短期的な経済利益に触発されたものであり、自然環境に損害をもたらし、地域住民の社会的調和を乱すものです。

2010年より以前は、稼働している石炭火力発電所は一つしかありませんでした。しかし、「クリーンな政府、よい統治」を謳ったテインセイン大統領の政権のもと、石炭火力発電事業は17に増えました。⁴

起こりうる土地収奪や、コミュニティの生計手段への損害、大気や土壌の汚染による健康被害の発生、そして、その他の環境被害といった正当な懸念をもって、事業計画地の住民は石炭火力発電事業に強い反対を表明しています。⁵

ミャンマーの状況で最も重要な事実は、通常、石炭火力発電所の副産物として発生する二酸化炭素といった地球温暖化ガスや二酸化硫黄などの排出、また、水銀のような化学廃棄物を効果的に制限するため不可欠なルールや規制、法律が欠如していることです。したがって、そうした汚染を生じる発電所をミャンマーで建設するための都合のよい状況は、いかなる発電所であってもないということです。⁶

加えて、隣国の中国やタイが、ミャンマーの豊富なエネルギー資源を長期的にコントロールするための政策を掲げたことは脅威です。エネルギーセクターへの隣国からの大規模投資や、エネルギーの輸出は、ミャンマーの人びとがエネルギー資源を喪失し、国内のエネルギー不足を深刻化することにつながります。⁷

³ Principles of Myanmar Alliance for Transparency and Accountability (MATA).

⁴ Annex (1), the list of the proposed and planned coal-fired power plants.

⁵ Andin, Dawei, Nga Yoke Kaung, Kwan Chan Gone, Myeik, Kawt Thaug Newspaper Journals

⁶ 危険な工場をタイからダウエイ深海港に移す問題については、Pyithu Hluttaw 代表の U Thein Lwin より、2013年4月2日の自然環境保護委員会で質問された。

⁷ ミャンマーは「エネルギー貧国の最たる例」

私たち市民社会組織は、ミャンマー政府に国の間違いだらけの政策を適切なタイミングで直すための行動を取ることを強く求めています。天然ガスや水力による電力を隣国に売却している一方で、国内の電力供給を補うために石炭火力発電所の計画を立てているからです。

私たちは、ミャンマーの人びとが強く反対している石炭火力発電のような事業については、直接的にでも間接的にでも、資金や技術供与、政策策定等のいかなる支援も行わないよう、国際協力銀行（JBIC）や国際協力機構（JICA）に心から要請します。

ミャンマーの透明性と説明責任のための連合（Myanmar Alliance for Transparency and Accountability: MATA）

Phone: +95 1 503374, +95 9 796581618

Email: mata.nationaloffice@gmail.com

MATA (Yangon Office): No.11/C, 11th Floor, Myaynigone Plaza, Sanchaung Township, Yangon

MATA (Mandalay Office): No. (Da-7/17), Between 67th and 68th Streets, Between 42nd and 43rd Streets, Mahamyaing Ward, Maha Aung Myay Township, Mandalay

Copied to:

東洋エンジニアリング株式会社 取締役社長 中尾 清 様
三菱商事株式会社 代表取締役社長 小林 健 様
電源開発株式会社（J-POWER） 取締役会長 前田 泰生 様
電源開発株式会社（J-POWER） 取締役社長 北村 雅良 様
丸紅株式会社 代表取締役社長 國分 文也 様